

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年2月20日（令和5年（行個）諮問第46号）

答申日：令和5年10月5日（令和5年度（行個）答申第77号）

事件名：本人に対する障害補償給付等の不支給決定に係る業務上外調査票の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「審査請求人が令和4年特定日に特定労働基準監督署から受けた特定疾病の労働者災害補償保険障害補償給付及び療養・休業補償給付等の不支給決定までに関わる調査、結果、復命書一式（診断書）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年9月30日付け高労発総0930第1号により高知労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである。

労基則35条の疾病にかかる業務上外等調査票（特定疾病）における不開示とした部分の開示。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による追加部分は、下記3（3）エ（ウ）であり、下線で示している。）

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和4年8月9日付けで、処分庁に対し、法76条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対し、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、令和4年11月21日付けで審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

## 3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について（略）

(2) 不開示情報該当性について

ア 法78条2号該当性

(ア) 別表の文書番号3の②、5の②及び6の③の不開示部分は、審査請求人以外の氏名及び印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、当該情報は、法78条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 別表の文書番号3の④の不開示部分は、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定期間から聴取した内容である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の特定期間の権利利益を害するおそれがあることから、法78条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

イ 法78条3号イ及びロ該当性

(ア) 別表の文書番号3の③及び6の②の不開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これらの情報が開示された場合には、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法78条3号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 別表の文書番号5の③の不開示部分は、特定法人が委託した社会保険労務士の氏名、印影及び電話番号である。委託した社会保険労務士の氏名等が明らかになった場合には、当該社会保険労務士の取引関係、顧客確保の面において、同業他社との競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できないことから、当該情報は法78条3号イに該当し、不開示を維持することが妥当である。

(ウ) 別表の文書番号5の①及び6の①の不開示部分は、特定法人の内部情報であり、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容

を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法78条3号ロに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

ウ 法78条5号該当性

別表の文書番号4の①の不開示部分は、行政機関のシステムに係る情報である。これらの情報は、開示することにより当該事務の性質上、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条5号に該当するため、不開示を維持することが妥当である。

エ 法78条7号柱書き該当性

(ア) 別表の文書番号3の④は、特定監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、法人側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で適確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 別表の文書番号5の①及び6の①の不開示部分は、特定法人が一般に公にしていらない情報であり、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることは、上記イ(ウ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合には、このことを知った当該法人だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で適確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は、開示することにより監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号4の①の

不開示部分は、行政機関のシステムに係る情報であり、これらの情報を開示することにより当該事務の性質上、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることは、上記ウで既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合には、システムに係る情報が明らかになることにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、別表の（注）の（1）ないし（4）に掲げる部分については、法78条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示し、その余の部分については、同表「法78条各号該当性」欄に表示する各号に該当することから、不開示を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年2月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月28日 審議
- ④ 同年9月5日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑤ 同月8日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月28日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法78条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対して諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を開示することとするが、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### （1）開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

通番5は、事業場提出資料の一部であり、就労内容等確認書に記載された特定監督署の照会に対する特定事業場の回答であるが、原処分にお

いて開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。また、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるものとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条3号ロ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法78条2号該当性について

通番1、通番6及び通番10は、労働安全衛生規則により事業者において5年間保存しなければならないとされている審査請求人に係る健康診断個人票（以下「健康診断個人票」という。）に押印された関係医師の印影、特定監督署による関係者の面接調査書に記載された被聴取者の職氏名、審査請求人のタイムカードに押印された確認者の印影であり、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法79条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法78条2号及び7号柱書き該当性について

通番3は、特定監督署による関係者の面接調査書に記載された当該聴取内容であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、労災給付請求者からの批判等を恐れ、被聴取者が認識している事実関係等について率直な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法78条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法78条3号イ該当性について

通番2、通番7及び通番10は、健康診断個人票に押印された健康診断実施医療機関の印影、並びに審査請求人に係る離職証明書に記載された書類の作成等を業として行う者の氏名、印影及び電話番号であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、当該医療機関又は事業を営む当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法78条3号ロ及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番5

当該部分は、事業場提出資料の一部であり、就労内容等確認書に記載された特定監督署の照会に対する特定事業場の回答内容、及び同事業場の詳細な作業日報であると認められ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする事業者が、今後、労働基準監督機関に対して率直に説明、協力を行うことをちゅうちょし、同機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条7号柱書きに該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番8

当該部分は、特定事業場の給与に関する台帳のうち、審査請求人を除く各職員に係る部分である。

諮問庁は当該部分を、審査請求人を本人とする保有個人情報とした上で、法78条3号ロ及び7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当であるとしているが、当該部分は、行ごとに審査請求人を除く職員の氏名とその給与額等の情報が記載されており、審査請求人以外の別個の個人に関する情報であり、法76条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

したがって、当該部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

オ 法78条5号及び7号柱書き該当性について

通番4は、雇用保険被保険者情報の検索帳票に印字された、システムを操作した担当のユーザー名及びIDであり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、雇用保険のシステムに対する不正利用を容易にし、労働局等におけるシステムに関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条7号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、法76条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法78条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条3号ロ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書 番号及び 文書名	2 諮問庁が不開示を維持するとして いる部分			3 2欄のうち開示す べき部分
	当該部分	法78 条各号 該当性	通番	
3 調査復 命書一 式	② 15頁印影, 38頁 職氏名	2号	1	—
	③ 15頁法人の印影	3号イ	2	—
	④ 38頁, 39頁聴取 内容	2号, 7号柱 書き	3	—
4 雇用保 険被保 険者情 報	① 3頁ないし17頁不 開示部分	5号, 7号柱 書き	4	—
5 事業場 提出資 料	① 2頁, 32頁ないし 82頁, 84頁ないし 133頁不開示部分	3号 口, 7 号柱書 き	5	2頁上から3つ目の不 開示部分
	② 6頁, 7頁, 18 頁, 19頁印影	2号	6	—
	③ (氏名・印影・電話 番号) 28頁	3号イ	7	—
6 事業場 提出資 料②	① 3頁ないし75頁不 開示部分	3号 口, 7 号柱書 き	8	—
	② 76頁法人の印影	3号イ	9	—
	③ 76頁印影	2号	10	—

(注) 原処分において不開示とされた部分のうち、諮問庁が新たに開示するとして  
している下記(1)ないし(4)の部分、及び原処分において全部開示さ  
れた下記(5)の文書を含まない。

- (1) 文書2
- (2) 文書3のうち、文書3②ないし④以外
- (3) 文書4のうち、文書4①以外
- (4) 文書5のうち、文書5①ないし③以外
- (5) 文書1